

仕 様 書

1. 本仕様書は、太田川ほか1河川堤防道路除草業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。
2. 履行場所は、別添位置図のとおりとする。詳細については、本市の指示に従うこと。
3. 業務契約後、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
4. 本業務においては、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取ることとする。
5. 道路附属物や樹木等に絡みついた雑草、枯草及び縁石の隙間からの雑草についても、丁寧に取り除くこと。
6. 日々の除草作業後は、刈り取った草や枯草をすみやかに広島市の焼却処分施設へ搬入すること。また、道路側溝内等及び近隣の民有地等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
7. 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
8. 除草等の作業時には、受託者の責任において、飛び石防護措置等を講じ、通行者及び近隣住民等第三者に支障をきたさないよう、安全対策を図ること。
また、一般交通等に対しても支障をきたさないよう、交通誘導警備員を1日当たり1名以上配置すること。
9. 除草作業時に、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また、万が一破損させた場合は、受注者の責任において補修等を行うこと。
10. 除草回数については、2回実施することとする。
実施時期については国交省太田川河川事務所と調整し第1回を5～6月、第2回を9～10月に実施することとしているが、変更等がある場合には本市と協議のうえ決定すること。
11. 除草完了後は、第1回、第2回それぞれ、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票等・数量比較表を提出すること。
12. 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。
また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
13. 本業務について、近接した工事及び業務等がある場合、業者間で協議・調整等を行うこと。
14. 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

位置図

